左ニ掲グル場合ニ於ケル船舶検査証書ノ有効期間ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ従前ノ船舶検査証書ノ有効期間（第二号ニ掲グル場合ニ於テハ当初ノ有効期間）満了日ノ翌日ヨリ起算シ五年ヲ経過スル日迄ノ期間トス

一　従前ノ船舶検査証書ノ有効期間満了日前三月以内ニ受ケタル定期検査ニ係ル船舶検査証書ノ交付ヲ受ケタルトキ

二　第二項又ハ前項ノ規定ニ依リ従前ノ船舶検査証書仍其ノ効力ヲ有スルコトトセラレタルトキ

第二十五条の七十一第一項中「又は満載喫水線」を「、満載喫水線又は無線電信等」に、「賄賂」を「賄賂（ろ）」に改める。

（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の一部改正）

第三条　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項ただし書中「時に」を「までの間に」に、「がある」を「により前条後段の検査を受けることができなかった」に、「三月を限りその」を「当該事由に応じて三月を超えない範囲で国土交通省令で定める日までの間、その」に改め、同条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、同条第六項中「第二項の」を「第二項、第五項及び第六項の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第二項」の下に「及び前二項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　前条後段の検査の結果第一項の規定による船舶保安証書の交付を受けることができる国際航海日本船舶であって、国土交通省令で定める事由により従前の船舶保安証書の有効期間が満了するまでの間において当該検査に係る船舶保安証書の交付を受けることができなかったものについては、従前の船舶保安証書の有効期間は、第二項の規定にかかわらず、当該検査に係る船舶保安証書が交付される日又は従前の船舶保安証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五月を経過する日のいずれか早い日までの期間とする。

6　次に掲げる場合における船舶保安証書の有効期間は、第二項本文の規定にかかわらず、従前の船舶保安証書の有効期間（第二号及び第三号に掲げる場合にあっては、当初の有効期間）が満了する日の翌日から起算して五年を経過する日までの期間とする。

一　従前の船舶保安証書の有効期間が満了する日前三月以内に受けた前条後段の検査に係る船舶保安証書の交付を受けたとき。

二　第二項ただし書の規定により従前の船舶保安証書の有効期間が延長されたとき。

三　従前の船舶保安証書の有効期間について前項の規定の適用があったとき。

第十七条第四項中「第十三条第五項から第八項まで」を「第十三条第七項から第十項まで」に、「同条第五項及び第六項中「第二項」を「同条第七項中「第二項及び前二項の」とあり、及び同条第八項中「第二項、第五項及び第六項」に、「前項」を「第十七条第三項」に改める。

第二十条第一項中「の備置き」を「又は第十一条第四項の承認を受けるべき船舶保安規程の写しの備置き」に改め、同条第三項中「船級協会が前項」を「第十七条第一項の検査を受けなければならない国際航海日本船舶であって、船級協会が船舶警報通報装置等の設置、船舶指標対応措置の実施、船舶保安統括者の選任、船舶保安管理者の選任、操練の実施、船舶保安記録簿の備付け並びに第十一条第四項の承認を受けるべき船舶保安規程の写しの備置き及びその適確な実施について」に、「国際航海日本船舶」を「もの」に改める。

第二十六条第二項中「第十三条第八項」を「第十三条第十項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第七条、第九条及び第二十二条の規定　公布の日

二　附則第四条及び第十八条の規定　平成二十四年十一月一日

三　附則第八条の規定　平成二十五年七月一日

四　第一条中海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律目次の改正規定（「第十九条の二十五」を「第十九条の三十五の三」に、「第十九条の二十六―第十九条の三十五の四」に改める部分を除く。）、同法第四十一条の二第二号、第六章の二、第四十七条第一項及び第五十四条の四の改正規定、同法第五十八条の二の改正規定（同条第二項第一号の改正規定を除く。）並びに同法第六十二条及び第六十三条の改正規定並びに附則第十条から第十七条までの規定　平成二十五年十月一日

五　附則第二十五条の規定　この法律の公布の日又は地球温暖化対策基本法（平成二十四年法律第　号）の公布の日のいずれか遅い日

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、平成二十五年六月三十日以前に建造に着手されたもの）であって、平成二十七年六月三十日以前に船舶所有者に対し引き渡されるもの（以下「現存船」という。）については、施行日以後最初に行われる第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「新海洋汚染等防止法」という。）第十九条の三十六の規定による定期検査（以下単に「定期検査」という。）若しくは新海洋汚染等防止法第十九条の三十八の規定による中間検査（国土交通省令で定めるものに限る。以下単に「中間検査」という。）又は新海洋汚染等防止法第十九条の四十六第二項の規定によりこれらの検査を行ったものとみなされる同項の検査（以下「船級協会検査」という。）が開始される日までの間は、新海洋汚染等防止法第十九条の二十五第一項及び第十九条の二十八第一項の規定は、適用しない。

2　現存船についての新海洋汚染等防止法第十九条の二十五第一項前段の規定の適用については、同項前段中「初めて」とあるのは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十九号）の施行の日以後最初に行われる第十九条の三十六の規定による定期検査若しくは第十九条の三十八の規定による中間検査（同法附則第二条第一項の国土交通省令で定めるものに限る。）又は第十九条の四十六第二項の規定によりこれらの検査を行ったものとみなされる同項の検査が開始される日以後初めて」とする。

第三条　現存船については、新海洋汚染等防止法第十九条の二十六第一項の規定は、適用しない。

第四条　新海洋汚染等防止法第十九条の三十第一項の登録を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができる。同条第三項において準用する新海洋汚染等防止法第十九条の十五第三項において準用する第二条の規定による改正後の船舶安全法（以下「新船舶安全法」という。）第二十五条の五十一第一項の規定による認可の申請についても、同様とする。

第五条　監督対象外国船舶（新海洋汚染等防止法第十九条の三十三第一項に規定する監督対象外国船舶をいう。次項において同じ。）である現存船については、施行日以後最初に行われる定期検査若しくは中間検査に相当する検査又は船級協会検査に相当する検査が開始される日（新海洋汚染等防止法第九条の二第四項に規定する第一議定書締約国の現存船以外の現存船にあっては、施行日から起算して五年を超えない範囲内において国土交通省令で定める日）までの間は、新海洋汚染等防止法第十九条の三十三第一項の規定（同項第二号に係る部分を除く。）は、適用しない。

2　監督対象外国船舶である現存船については、新海洋汚染等防止法第十九条の三十三第一項の規定（同項第二号に係る部分に限る。）は、適用しない。

第六条　施行日前に開始された第一条の規定による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「旧海洋汚染等防止法」という。）第十九条の三十六後段の検査の結果施行日以後に新海洋汚染等防止法第十九条の三十七第一項の規定による海洋汚染等防止証書の交付を受けることができる新海洋汚染等防止法第十九条の三十六に規定する検査対象船舶であって、新海洋汚染等防止法第十九条の三十七第五項の国土交通省令で定める事由により従前の海洋汚染等防止証書の有効期間が満了するまでの間において当該検査に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けることができなかったものに係る従前の海洋汚染等防止証書の有効期間については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。